

別記様式第40号（第77条関係）

記載例

その1	※受理年月日		※許可年月日	
	※受理番号		※許可番号	
許可申請書				
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第5条第1項の規定により許可を申請します。				
令和〇〇年〇〇月〇〇日				
広島県公安委員会 殿				
申請者の氏名又は名称及び住所				
※行政書士等による代理申請の場合				
申請代理人 住所、氏名 申請者本人 住所、法人名				
広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 株式会社 甲 乙 産 業 広島 太 郎				
氏名又は名称 (ふりがな)	かぶしきがいしゃこうおつさんぎょう 株式会社 甲 乙 産 業			
住所	〒(730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 (082) 〇〇〇局 〇〇〇〇 番			
営業所の名称 (ふりがな)	ないとくらぶ ひろしま ナイトクラブ 広島			
営業所の所在地	〒(730-△△△△) 広島市中区〇町〇丁目〇番〇号 □□ビル5階 (082) 〇〇〇局 〇〇〇〇 番			
管理者の氏名 (ふりがな)	おつ だ いち ろう 乙 田 一 郎	選任状況	① 専任 ② 兼任	
管理者の住所	〒(730-△△△△) 広島県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 (082) 〇〇〇局 〇〇〇〇 番			
法人にあつては、その役員の氏名	法人にあつては、その役員の住所			
代表者 ひろしま 太 郎	〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号			
へい やま じ ろう 丙 山 次 郎	〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号			
てい かわ はな こ 丁 川 花 子	〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号			
滅失により廃止した 特定遊興飲食店営業	廃止の事由		廃止年月日	許可番号
	滅失特例許可 申請は、手数料額・添付書類 が異なるので、係に確認		年 月 日	
現に特定遊興飲食店営業 許可等を受けて営む 特定遊興飲食店営業	許可年月日	年 月 日	許可番号	
	営業所の名称 及び所在地			

その 2					記載例	
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造	鉄筋鉄骨コンクリート造 5 階建				
	建物内の営業所の位置	5 階の一部（5 0 1 号室）				
	客室数	1 室	営業所の床面積	6 0 m ²		
	客室の総床面積	4 0 m ²	各客室の床面積	4 0 m ²	m ²	
				m ²	m ²	
	照明設備	客席の天井に 1 0 0 W の蛍光灯 6 基取付け。 営業所の他の部分には、天井に 6 0 W の L E D 灯 3 基取付け。 （位置等は、別添見取図に記載）				
	音響設備	〇〇社製の通信カラオケ装置（アンプの最大出力〇〇 W、天井つり下げ型スピーカー 1 台付属）を客室に設置 （位置等は、別添見取図に記載）				
	防音設備	厚さ〇〇 mm のコンクリート壁に〇〇 mm の断熱・防音材を内装				
その他	営業所の出入り口は、1 箇所のみ					
※ 兼業						
※ 同時申請の有無		① 有	② 無	※ 受理警察署長		
※ 条件	年 月 日					
	年 月 日					
	年 月 日					

備考

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「滅失により廃止した特定遊興飲食店営業」欄は、法第31条の23において準用する法第4条第3項の事由により消滅したために廃止した特定遊興飲食店営業に係る事項を記載すること。
- 3 「現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営む特定遊興飲食店営業」欄は、申請に係る営業所以外の営業所において当該申請に係る公安委員会から現に特定遊興飲食店営業許可等を受けて営んでいる特定遊興飲食店営業で、当該申請の日の直近の日に許可を受けたものについて記載すること。
- 4 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平家建て又は2階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 5 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 6 「照明設備」欄には、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載すること。
- 7 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
- 8 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
- 9 「その他」欄には、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載すること。
- 10 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第41号（第77条関係）

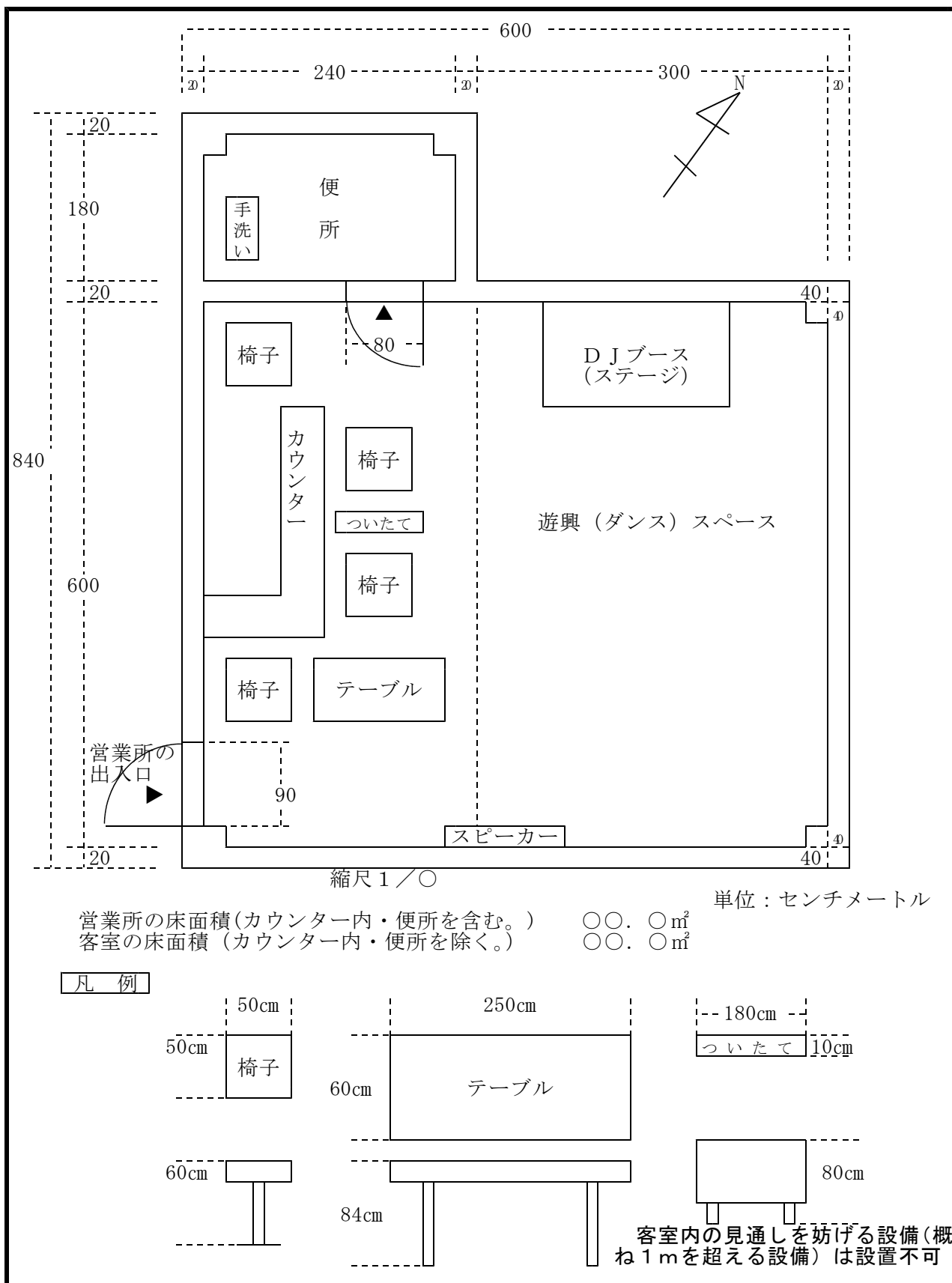
記載例

営 業 の 方 法	
営 業 所 の 名 称	ナイトクラブ 広島
営 業 所 の 所 在 地	広島市中区〇町〇丁目〇番〇号 □□ビル5階
営 業 時 間 午前5時から午前6時までは営業不可	午前 翌日の(午前) 7時00分から 4時30分まで (午後) 午後
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する (2)しない ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する (2)しない ①の場合：午後10時以後翌日の午前0時前の時間において保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法及び午前0時から午前6時までの時間において18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
18歳未満の者の立入禁止の表示方法	営業所出入口ドアに「18歳未満立入禁止」の表示板を掲示
飲 食 物 の 提 供	提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法 冷凍食品（ピラフ、焼きそば等）を加熱処理して販売 ピーナッツ等乾き物をテーブル上にカゴに入れて提供
	提供する酒類の種類及び提供の方法 ビール、ウイスキー、焼酎等をグラスに注ぎ、客の注文に応じてカウンター内で提供又は客のテーブルに運び提供
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 酒類提供時には身分証等の提示を求めて年齢確認
遊 興 の 内 容	1 客にダンスをさせる。 2 生バンドの演奏を聴かせる。
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する (2)しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

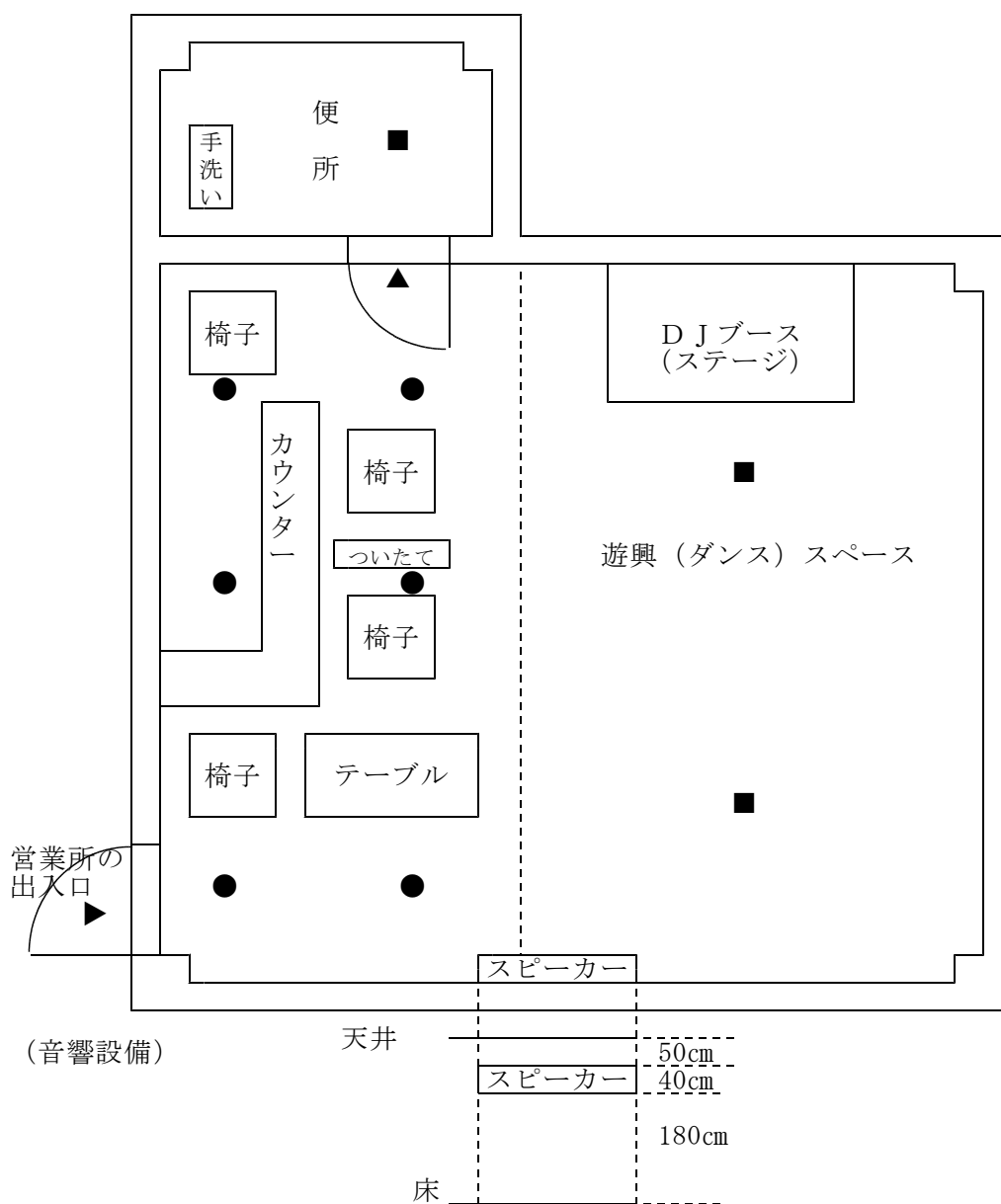
備考

- 「提供する飲食物（酒類を除く。）の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

営業所の平面図記載例



「照明設備・音響設備」欄の別紙記載例



(照明設備)

- 蛍光灯 (100ワット)
- LED (60ワット)

